

# いじめ防止基本方針

東京都立世田谷泉高等学校

はじめに

東京都は、「いじめ防止対策推進法」第12条の規定に基づき、平成26年6月に「東京都いじめ防止対策推進条例」を制定するとともに、同年7月に、「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」を策定しました。

本校では、いじめの防止等のための対策として、「いじめ防止対策推進法」第13条及び「いじめ防止対策推進法」の「いじめ防止基本方針」並びに「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を参酌し、「東京都立世田谷泉高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針」を策定しました。

今後、この「東京都立世田谷泉高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針」に基づき、学校、家庭、地域及び関係機関や団体等と連携して、いじめの防止のための対策等に真摯に取り組んでまいります。本校におけるいじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対応の一層の推進に、御理解と御協力をお願いいたします。

令和5年度 東京都立世田谷泉高等学校（定時制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす。全教職員が、いじめの定義を理解し、いじめはどの学校でも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する手段を講じる。

(1) いじめを生まない、絶対に許さない学校づくり

- ・教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫く。
- ・生徒を多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重する。

(2) 生徒をいじめから守り通す組織的な対応

- ・どんな些細なことでも、必ず親身になって相談に応じる。
- ・生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止める。
- ・相談者が問題を一人で抱え込まず、学校一丸となって対応する。

(3) 保護者や地域、関係機関と連携した取組

- ・保護者や地域等がいじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど、学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう求める。

2 学校及び教職員の責務

本校及び本校の教職員は、本校に在籍する生徒の保護者、地域住民並びに関係する機関及び団体との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処する責務を有する。(いじめ防止対策推進法第8条、東京都いじめ防止対策推進条例第7条)

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。(いじめ防止対策推進法第22条)

イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止
- ・いじめの早期発見
- ・いじめの早期対応
- ・重大事態への対処

#### ウ 会議

年3回（7月・11月・1月）を基本とし、必要に応じていじめ防止対策に遅れや遺漏が生じないように適宜開催する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、総合支援部主任、学年主任、その他校長が必要と認める者から構成する。

生活指導部主任を「いじめ防止担当主任」とし、事務局を兼務する

### (2) 学校サポートチーム

#### ア 設置の目的

いじめ問題が複雑化・多様化する中、生徒の問題行動の未然防止や早期解決に向け、保護者、地域住民、関係機関と迅速かつ適切に連携・協力できるサポート体制を確立する。

生徒の健全育成を図るとともに、法で規定する学校いじめ対策委員会を支援し、いじめ問題の対応の充実を図ることを目的とする。

#### イ 所掌事項

- ・いじめの未然防止等の取組に係る助言及び支援を行う。
- ・いじめの早期解決に向けて、学校の対応について助言・支援すること
- ・「学校いじめ対策委員会」の支援に関すること。

#### ウ 会議

年2回、定例会議を主催し、情報を共有する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、生活指導部主任、学校運営連絡協議会委員、その他校長が必要と認める者から構成する。

生活指導部主任をいじめ防止担当主任とし、事務局を兼務する

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

ア 生活指導部は、始業式・終業式・集会等において、いじめ防止に関する講話を行う。

イ 学級担任などが、SHRや授業等で、日頃から生徒の様子について目を配り、生徒の表情を察知し、表情の冴えない生徒に対して声を掛ける。

ウ 保健室及びカウンセリングルームでの相談をはじめ、すべての教職員が相談を受けられる体制を整え、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを行う。

### (2) 早期発見のための取組

ア 年1回以上「いじめ発見のチェックシート」を実施する。

イ スクールカウンセラーによる生徒全員面接（1年生）を実施する。

ウ 校内巡回等を通して全教職員で生徒の様子を観察する。また、担任は一人で抱え込むことなく年次主任（学校いじめ対策委員会）に報告する。さらに、「様子を見る」という対応ではなく、早い段階で問題を的確に把握するよう努める。

エ 個人面談や三者面談を通して、生徒の様子に目を配る。

オ 生活指導部は、保護者に対して、保護者会等を通じて学校の取組を発信し、情報の収集・共有を行う。

### (3) 早期対応のための取組

ア 学校は、いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定する。場当たりの対応とならないように、学校全体で対応方針を共有し取り組む。

イ いじめを伝えた生徒を守り通すことを宣言する。教職員同士の情報共有による見守り、登下校時の付添いや積極的な声掛けなどを通じて、いじめを伝えた生徒の安全を確保するための取組を徹底して行う。

ウ 被害の生徒の安全確保のために、状況をきめ細かく把握する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラーを活用し、被害の生徒やその保護者のケアを行う。

エ 加害の生徒を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発の指導に終わることなく、組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、状況に応じ、スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカー等を活用して、加害の生徒への指導の充実を図る。

オ 早期に東京都教育委員会へ報告し、情報を共有する

### (2) 重大事態への対処

ア 重大事態の判断（定義の確実な理解）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

イ 重大事態の報告

- ・重大事態の発生が確認された場合、いじめ防止対策推進法第30条第1項の規定に基づき、直ちに東京都教育委員会に報告する。

ウ 被害の生徒の安全の確保、不安解消のための支援

- ・被害の生徒の心のケアを行うため、組織的な対応を行うとともに、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカー、学校医（精神科医）を活用する。
- ・保護者へ対応方針及び対応の経過を説明する。

エ 加害の生徒の更生に向けた指導及び支援

- ・複数の教員で適切に役割分担をしながら、加害の生徒の行為に対して、毅然とした態度で、いじめは絶対に許されないことを指導する。
- ・保護者への対応方針を説明し理解を得る。
- ・加害の生徒の行為の背景には、例えば加害の生徒が過去に深刻ないじめを受けていたときに生じた傷が原因となっている場合もあることから、必要に応じて教職員やスクールカウンセラー等が面接等を通して、更生のための支援を行う。
- ・必要に応じて、別室での学習の実施、警察や児童相談所等の関係機関と連携した更生への支援を行う。

オ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

- ・ 東京都教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについての的確に説明を行う。

## 5 教職員研修計画

- (1) 「いじめ防止教育プログラム」等を活用し、教職員研修を実施する。
- (2) 東京都教育委員会による研修を活用して、若手教員や 10年経験者、20年程度の経験者を対象とした研修、管理職や主幹教諭等の職層に応じた研修等、あらゆる機会を捉え、できる限り多くの教員がいじめの問題に関する研修を受講する。

## 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会等で、いじめ防止の啓発を行う。
- (2) 各家庭との連絡を密にし、生徒の家庭での状況把握に努める。

## 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 学校運営連絡協議会委員を通して地域と連携をし、校外での情報共有を図る。
- (2) 状況に応じて、警察・精神科医・スクールカウンセラーやユースソーシャルワーカー等の専門家に援助を求め、連携をして、対応していく。
- (3) 重大な事態が生じることが考えられる場合には、警察に相談・通報を行う。

## 8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) いじめ防止等に関する学校評価の方法、項目等 学校運営連絡協議会を活用して、学校評価アンケートにより、いじめ防止対策に関する学校内外からの評価を受ける。本校のいじめ防止対策の取組について評価する観点から、「学校は、いじめ防止対策に組織的に取り組んでいるか」という評価項目を設定する。
- (2) 2月に、学校いじめ対策委員会でアンケート結果を検証する。
- (3) 検証結果を踏まえ、次年度に向けての基本方針改善や取組内容等を検討する。